

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
当分の翌日
に当り、
その日は、
休み)

目 次

◇ 告 示

国民健康保険法による療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされるもの(保険課)

国民健康保険医等の登録があつたものとみなされるもの(〃)

保安林の指定(森林保全課)

保安林の指定の解除予定(〃)

生産事業者の登録(〃)

土地収用法による事業の認定(管理課)

旧過疎地域振興特別措置法による町道の改築に関する工事の完了(道路課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(五件)(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(〃)

告 示

鳥取県告示第九百二十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第三項の規定に基づき、療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	申出の受理があつたものとみなされる年月日
医療法人社団よしだ内科医院	鳥取市湖山町北六丁目四四八	平成五年八月一日
竹内医院	米子市祇園町二丁目二〇〇一四	〃
医療法人社団広田歯科医院	鳥取市湖山町南二丁目一四七	〃
もとむら眼科医院	鳥取市湖山町東五丁目五〇四一七	平成五年八月二日
ますだ耳鼻いんこう科	倉吉市駄経寺町二四五	〃
医療法人社団赤碓内科外科クリニック	東伯郡赤碓町大字赤碓一八四八	平成五年九月一日
木村皮膚科クリニック	米子市東福原四八八一六	平成五年九月十六日
谷本こどもクリニック	米子市榎原一八八八一三	平成五年十月十三日

あかさき薬局	東伯郡赤碓町大字赤碓一九八四一八	"
うるしばら漢方薬局	岩美郡国府町新通り三丁目三五〇一一	"
有限会社大村薬局城北店	鳥取市田島七三七	平成五年十月十五日
遠藤薬局	日野郡溝口町溝口六六八	平成五年十月一日
アオト薬局	米子市榎原一八八八一六	平成五年九月十六日
有限会社徳吉薬局鹿野店	気高郡鹿野町大字今市六二五一一	"
木島薬局	八頭郡若桜町大字若桜三八〇	平成五年九月一日
レモン薬局	西伯郡西伯町大字東町六一	平成五年八月二日
ミオファテイリテイクリニック みお産婦人科	米子市車尾三一一一二	平成五年十一月一日
せのお小児科内科医院	東伯郡赤碓町大字赤碓一九八四一〇	平成五年十月十九日
六戸医院	鳥取市田島七一六	平成五年十月十八日

鳥取県告示第九百二十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第四項の規定に基づき、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に

関する政令（昭和三十三年政令三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録があったものとみなされる年月日
松本紀子	鳥国医第四、八三〇号	平成五年八月十一日
津村慎一	鳥国薬第八五五号	平成五年七月二十八日
岸本順子	鳥国薬第八五八号	平成五年九月九日

鳥取県告示第九百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成五年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

西伯郡中山町羽田井字中山原一四一九の二一、一四一九の五四

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百二十五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字法勝寺字アサドリ谷山九〇三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百二十六号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成五年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	257
生産事業者の氏名	山口 澄夫
生産事業者の住所	八頭郡河原町 大字北村四四 六
生産事業の内容	種苗の採取並びに 幼苗及び幼苗以外の 木の育成
事業所の名称	山口澄夫 苗畑
事業所の所在地	八頭郡河 原町大字 北村四四 六

鳥取県告示第九百二十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

岸本町

二 事業の種類

岸本町立写真美術館建設事業

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡岸本町須村字下ノ原、字亀ヶ渕、字細田及び字

水尻道端地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

西伯郡岸本町吉長三七―三

岸本町役場

鳥取県告示第九百二十八号

過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）附則第八項の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十四条第一項の規定に基づく町道の改築に関する工事が完了したので、過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域振興特別措置法施行令（昭和五十五年政令第五十号）第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
大倉線	日野郡溝口町大倉字清水谷一―一八 ―四地先から同町大倉字南一〇〇八 ―二地先まで	改築	平成五年十月 二十七日

鳥取県告示第九百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成五年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画土地区画整理事業 弥生土地区画整理事業

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

境港市大正町

鳥取県告示第九百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成五年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画下水道 倉吉市公共下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

倉吉市生田字西河原及び北野字南下河原

鳥取県告示第九百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、関金町から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成五年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画下水道 関金町公共下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

東伯郡関金町大字関金宿字佐野、字下佐野、字鳥越山、字勝負谷、字勝負山、字藪ノ内、字藪ノ内平、字小和坂、字小和坂山、字實原、字ジャキ谷、字横路山及び字曾谷口、大字大鳥居字新林峯、字仙隠、字下出口、字仙隠峯、字下野畑、字新林、字油木、字上坂、字小谷、字ウナ谷、字大林、字峯コロビ、字下朝千、字上朝千、字朝千、字大江子、字崩橋、字カゲト、字中新田、字玉仙塚、字中野田、字中坂ノ上、字上道端、字上野田、字井出南、字上屋敷通、字屋敷通、字山根

及び字上河原並びに大字安歩字菅里塚、字西山、字中山、字北小鳥渡り、字新九郎田、字南小鳥渡り、字山根、字屋敷通、字荒神ノ上、字宮ノ前、字前田及び字嘉平田
変更する部分

東伯郡関金町大字関金宿字五反田、字鳥越、字大坪、字釈迦山、字長尾尻、字大屋敷、字釈迦谷及び字提谷、大字大鳥居字宮田、字垣内、字道ノ上及び字五反田並びに大字安歩字下中島

鳥取県告示第九百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、東郷町から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成五年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称
東郷都市計画下水道 東郷町公共下水道
- 二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

東伯郡東郷町大字門田字鯨及び字夕間、大字埴見字岡崎二並びに大字佐美字鯨及び字二ノ鯨

変更する部分

東伯郡東郷町大字門田字小五郎及び大字野花字東前田

鳥取県告示第九百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、羽合町から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成五年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称
羽合都市計画下水道 羽合町公共下水道
- 二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

東伯郡羽合町大字赤池字四郎三堀、字三ツ石、字下河原、字中ノ坪及び字河端、大字長瀬字下浜及び字二ノ下浜、大字上橋津字手崎並びに大字光吉字菅町及び字九田ヶ坪
変更する部分

羽合町大字赤池字堂ノ前、大字長瀬字惣田前、大字田後字手次、大字上橋津字二ノ丁床及び字丁床並びに大字字野字坂根、字西又二及び字磯坪

鳥取県告示第九百三十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年十月十五日 鳥取県指令受米土維第七百四十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原六丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市角盤町二丁目二三

株式会社遠藤不動産

代表取締役 遠藤宗一